

綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市（以下「市」という。）以外の団体等が行う事業に係る後援等の市の名義使用等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 市民の文化芸術活動若しくはスポーツ活動、地域活動の振興、教育若しくは福祉の増進又は地域社会の発展に寄与する公共的な事業活動等をいう。
- (2) 後援 市が事業の趣旨や内容に賛同し、市の名義の使用承認をもって支援することをいう。
- (3) 協賛 事業に対して、賛意を表するものをいう。
- (4) 後援等 後援、協賛及び市長賞をいう。
- (5) 名義使用等 後援等の名義使用及び市長賞の贈呈（団体等が実施する事業において、当該団体等が顕彰すべき参加者に対して贈呈する賞状、盾、トロフィー等への市長賞の承認をいう。）をいう。

(後援等の対象となる団体等)

第3条 後援等の対象となる団体等は、事業の主催者、製作者、発行者等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者とする。

- (1) 国（独立行政法人、特殊法人又は認可法人を含む。）又は地方公共団体
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (3) 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体
- (4) 新聞社、放送局若しくは映画会社又はこれらに準ずる団体
- (5) 自治会若しくは地縁団体又はこれらに準ずる団体
- (6) 代表者、会員、会則、予算、決算等が明確にされている任意の団体
- (7) 前各号に掲げる者に準ずると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、過去に後援等の対象となった団体等で第8条の遵守事項を遵守しなかったものについては、後援等の対象としない。

(後援等の基準等)

第4条 後援等の承認をする事業は、前条第1項各号の団体等が行う事業であって、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- (1) 市の施策の推進に寄与するもの
- (2) 事業の目的が、市の経済、福祉、教育、文化若しくはスポーツ、市民生活の向上又は地域振興に資するものであり、かつ、公益性のあるもの
- (3) 広く一般市民を対象とした事業であって、原則として、開催地が市内であるもの。
ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業及び市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (4) 目的及び趣旨が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないもの

- (5) 個人若しくは特定の団体のための活動又は特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするものでないもの
- (6) 特定の宗教又は政党その他政治団体のための活動でないもの
- (7) 事業参加を勧誘する方法が不適切でないもの
- (8) 営利、特定の団体等の宣伝又は商業的な宣伝を目的とする事業でないもの
- (9) 参加費等を原則として徴収しないもの。ただし、事業内容によりやむを得ず徴収する実費等が適切なものである場合は、この限りでない。
- (10) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第1号から第4号までに規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者並びにこれらに準ずる者の利益になり、又は利益になるおそれがないもの

2 賞状の交付に当たっては、前項及び次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 市民に広く公募が行われ、団体等において適正な審査が行われていること。
- (2) 賞状の交付の対象となるものが、市内に在住し、又は所在するものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等が申請し、又は主催する事業については、承認しないものとする。

- (1) 宗教法人又は宗教法人が事務局を行う団体
- (2) 営利を目的とする法人又は団体
- (3) 政治活動を行う団体
- (4) その他市長が適当でないと認める団体

（承認の申請）

第5条 名義使用等の承認を受けようとする者（以下「主催者等」という。）は、綾部市後援等の名義使用等承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、事業実施の30日前までに、市長に提出しなければならない。

（承認等の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市後援等の名義使用等承認（不承認）通知書（様式第2号）により、主催者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。

（承認内容の変更等）

第7条 主催者等は、前条の規定による承認を受けた後において、第5条の申請内容を変更（軽微なものを除く。）し、又は中止しようとするときは、あらかじめ綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認通知書（様式第4号）により、主催者等に通知するものとする。

（遵守事項）

第8条 第6条第1項又は前条第2項の規定により名義使用等の承認又は変更・中止の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 後援等の名義使用等は承認された事業のみとし、名義使用等の期間は承認した日から当該事業終了時までとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、関係機関との調整や許認可を取るほか、事故を未然に防ぐよう安全策を講じること。
- (3) 第6条第2項の規定により条件を付された場合は、当該条件を遵守すること。

(承認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義使用等の承認を取り消し、綾部市後援等の名義使用等承認取消通知書（様式第5号）により、主催者等に通知するものとする。この場合において、主催者等に損失が生じてても、市長はその責めを負わない。

- (1) 第4条第1項及び第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (2) 第5条の規定による申請の内容と異なる事業を実施したとき。
- (3) 前条の遵守事項を遵守しないとき。
- (4) 虚偽の申請により、名義使用等の承認を受けたと認められるとき。
- (5) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるような行為があったとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により名義使用等の承認を取り消されたときは、速やかに名義を用いた作成物等の回収その他必要な措置を講じなければならない。

(事業の実施報告)

第10条 第6条第1項の規定により名義使用等の承認を受けた主催者等は、事業の終了後30日以内に、綾部市後援等の名義使用等事業実施報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(免責等)

第11条 市長は、名義使用等の承認に伴い生じる事務経費等の負担及び事故等の責任は一切負わない。

2 市長は、市長賞の承認に際し、賞状以外の物品及び金品等の提供は行わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

団 体 等 名

代表者住所

代表者氏名

綾部市後援等の名義使用等承認申請書

綾部市後援等の名義使用等の承認を受けたいので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事 業 の 名 称	
開 催 予 定 日 時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
開 催 予 定 場 所	
事 業 の 目 的	
事 業 の 内 容	
参 加 予 定 人 数 及び参加対象者	参加予定人数 人 参加対象者
参加費・入場料等	☐ 無料 ☐ 有料（ 円／人）
申 請 事 項	☐ 後援 ☐ 協賛 ☐ 市長賞交付（交付の方法 ）
名義使用等の方法	印刷物 ☐ ポスター ☐ チラシ ☐ リーフレット ☐ その他（ ） その他（ ）
他の後援・協賛等 予定者（団体等）	
過 去 の 実 績	☐ 有（前回申請： 年 月 日） ☐ 初めて申請
連 絡 先	担当者氏名 電話 メールアドレス

※添付書類

- ①事業の目的及び実施計画を明らかにする書類（開催要項、プログラム、チラシ等）
- ②市長賞交付の場合は、審査に係る規定、賞状の写し又は賞状文案
- ③参加費等を徴収する場合は、事業の収支予算書
- ④初めて申請する場合又は前回の申請から 3 年以上経過している場合は、団体等の規約、会計報告、団体等の概要及び活動実績
- ⑤（任意団体）団体等の規約、会員名簿、予算等を明らかにする書類

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市後援等の名義使用等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市後援等の名義使用等について、下記のとおり承認（不承認）することに決定しましたので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 6 条の規定により通知します。

記

使用の可否	☐ 承認 ・ ☐ 不承認
事業の名称	
開催予定日時	
承認の区分	☐ 後援 ☐ 協賛 ☐ 市長賞
承認期間	
承認の条件 （１）名義使用等は申請事業のみとし、名義使用等の期間は承認した日から当該事業終了時までとします。 （２）事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。 （３）事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、関係機関との調整や許認可を取るほか、事故を未然に防ぐよう安全策を講じてください。 （４）要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、名義使用等の承認を取り消します。この場合は、その理由を付した文書により承認を受けた申請者に通知します。なお、市は取り消したことによる一切の賠償をしません。 （※事業終了後 30 日以内に綾部市後援等の名義使用等事業実施報告書（様式第 6 号）を提出してください。）	
不承認の理由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 等 名
代表者住所
代表者氏名

綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で綾部市後援等の名義使用等の承認を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

事 業 の 名 称	
変 更 ・ 中 止 理 由	
変 更 後 の 内 容	

※中止の場合は、変更後の内容の記載不要

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市後援等の名義使用等の（変更・中止）については、下記のとおり決定しましたので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

事業の名称	
変更等の区分	☐ 変更 ☐ 中止
承認の内容	年 月 日付け綾部市後援等の名義使用等変更・中止承認申請書 記載のとおり
承認の条件	従前のとおり

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市後援等の名義使用等承認取消通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市後援等の名義使用等の承認については、下記のとおり承認の決定を取り消しましたので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

承認文書番号	
取消しの理由	

※現在、後援等の名義使用等を行っている場合は、直ちに名義使用等中止し、必要に応じて作成物の回収等の措置を行ってください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 等 名

代表者住所

代表者氏名

綾部市後援等の名義使用等事業実施報告書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた綾部市後援等の名義使用等の事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、綾部市後援等の名義使用等に関する取扱要綱第 10 条の規定により報告します。

記

事 業 の 名 称	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
他 の 後 援 ・ 協 賛 等 団 体	
参 加 人 数	
実 施 成 果	※市長賞交付の場合は、受賞者名も記入してください。

※添付資料

- ①名義を使用した印刷物、事業に関する写真、報道資料等事業内容を把握できるもの
- ②参加費等を徴収した場合は、事業の収支決算書